

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年6月30日

幸手市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				上宇和田地域	無	令和2年度～令和6年度	上宇和田保全組合
○				中川崎地域	無	令和3年度～令和7年度	中川崎保全組合
○				上吉羽・権現堂・天神島地域の一部	無	令和3年度～令和7年度	信木排水路流域保全組合
○				長間地域	無	令和4年度～令和8年度	長間排水路管理組合
○				木立地域	無	平成31年度～令和5年度	木立保全組合
○				千塚地域の一部	無	令和2年度～令和6年度	上千塚環境保全管理組合
○				上吉羽地域の一部	無	令和2年度～令和6年度	上吉羽排水路管理組合
○				惣新田地域の一部	無	令和4年度～令和8年度	中瀬排水路管理組合
○				平須賀・神扇・神明内・下吉羽・木立地域の一部	無	令和5年度～令和9年度	外郷内前排水路管理組合
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	